中橋ハイツ入居申込案内

1　中橋ハイツの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-1-
2　一般入居申込資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-2-
3　子育て世帯用期限付き住宅入居申込資格・・・・・・・・・・・・　-2-
4　企業等法人へのまとめ貸しによる入居申込資格・・・・・・・・　-4-
5　中橋ハイツの家賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-5-
6　入居申込の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-6-
7　申込から入居までの手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-7-
8　市営住宅入居の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-9-
9　入居にあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-10-
10　入居後の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-11-
11　間取り図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-12-
12　申請窓口・お問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　-14-

R6(2024)年４月１日基準

１．中橋ハイツの概要

（1）名　称　　足利市中橋ハイツ

（2）所在地　　足利市通二丁目１４番地７

（3）戸　数　　□一般、企業等法人用　５６戸（５階～１１階）
□子育て世帯専用　８戸（４階）

（4）間取り　　Ａタイプ　２ＬＤＫ　住戸専用面積　６７．７９㎡
Ｂタイプ　３ＬＤＫ　住戸専用面積　６４．０９㎡
Ｃタイプ　３ＬＤＫ　住戸専用面積　７３．３５㎡
Ｄタイプ　３ＬＤＫ　住戸専用面積　７０．７８㎡
Ｅタイプ　３ＬＤＫ　住戸専用面積　６８．４０㎡
Ｆタイプ　３ＬＤＫ　住戸専用面積　７２．１０㎡

（5）家　賃　　□一般入居　　６９，０００円～８３，０００円
□子育て世帯入居　５０，０００円～５９，０００円
□企業等法人入居　５２，０００円～６２，０００円
※企業等法人入居の家賃は、3戸以上を１年以上借り上げる『まとめ借り』による場合であり、通常は、一般入居家賃となります。

（6）敷　金　　家賃の２か月分

（7）共益費　　月額５，０００円

（8）駐車場　　５，５５５円／月（消費税等別）

（9）設　備　　屋内２段式駐輪場

専用ゴミ置場

上水道：メーター口径２０㎜

下水道：公共下水道

ユニットバス、ガス給湯器（台所、浴室、洗面所に給湯）

電気設備：ブレーカー容量５０Ａまで

テレビ共聴受信（ＢＳ、地上デジタル放送対応）
光ケーブル受信設備
インターホン、オートロック

エアコン１台（ほか２台設置可能）

ウオシュレット付トイレ

２．一般入居申込資格

次の(1)～(5)の条件すべてに該当する方。

(1)　個人（単身者可）で家賃を支払う能力がある方。
(2)　同居者が３親等以内の親族である方。
(3)　暴力団員でない方。
(4)　軽自動車税、住民税、国民健康保険税、都市計画税及び固定資産税の市税滞納がない方。
(5)　単身の場合は、日常生活において常時介護を必要としない方。
　　ただし、居宅において介護を受けられる方は入居申込可能です。

３．子育て世帯用期限付き住宅入居申込資格

次の(1)～(4)の条件すべてに該当する方は、子育て支援を目的として、最長１２年間の期限付きで『子育て世帯用期限付き住宅』に入居することができます。

(1)　個人で家賃を支払う能力がある方。
(2)　暴力団員でない方。
(3)　市税に滞納がない方。
(4)　入居申込時に**満１２歳（小学校６年生）以下の子と同居する世帯**

また、最長１２年間の契約期間満了するとき、同居親族に１８歳未満の子がいる時は、１２年もしくは同居している最も年少の子が満１８歳に達する年度末まで、いずれか短い期間にて再契約して継続入居することが可能です。

なお、山辺南ハイツ子育て世帯専用期限付き住宅については、入居条件等が異なるため、『市営住宅入居申込案内』を確認願います。

【注意】

(1)　入居期間は、住宅の鍵を渡した日から起算し、１２年間です。
(2)　入居期間満了前でも住宅を返還することは可能です。
(3)　入居時に同居していた子が、別居することになった場合等は、住宅を明け渡さなければなりません。

再契約できる例

【ケース①】

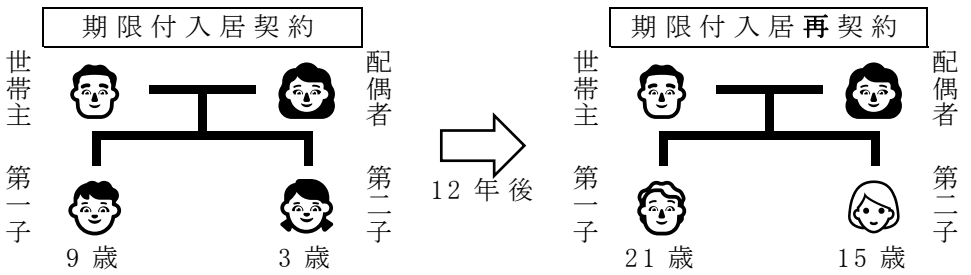

期限付入居契約が満了する時、第二子が18歳未満であり、『18歳未満の子と同居』に該当するため、第二子が18歳になる年度終了までの3年間、再契約することで**継続して入居することができます。**

【ケース②】

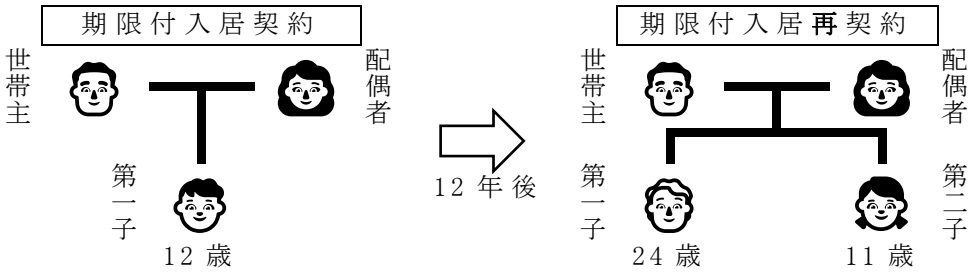

期限付入居契約が満了する時、第二子が誕生しており、『18歳未満の子と同居』に該当します。
よって、12 年間もしくは第二子が18歳になる年度終了まで、いずれか短い期間にて再契約できるため、第二子が18歳になるまでの 7 年間**継続して入居することができます。**

【ケース③】

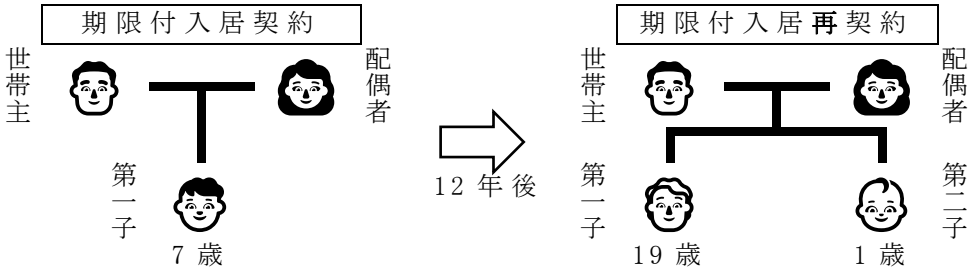

期限付入居契約が満了する時、第二子が誕生しており、『18歳未満の子と同居』に該当します。
よって、12 年間もしくは第二子が18歳になる年度終了まで、いずれか短い期間にて再契約できるため、第二子が 13 歳になるまでの 12 年間**継続して入居することができます。**

再契約できない例

【ケース①】

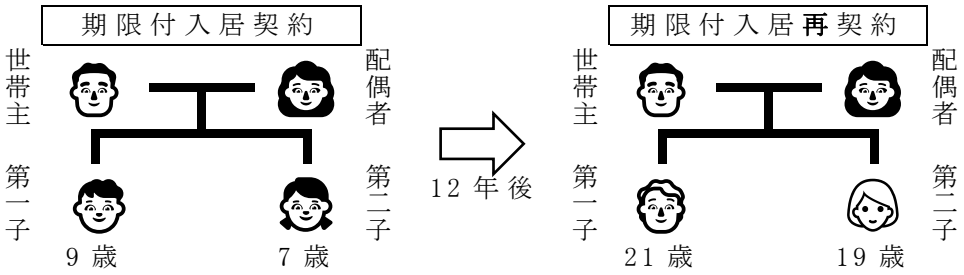

期限付入居契約が満了する時、第一子及び第二子が18歳以上となり、『18歳未満の子と同居』に該当しないため、再契約することができず、**継続して入居することはできません。**

4．企業等法人の入居申込資格

次の(1)～(3)の条件すべてに該当する方

(1)　企業等法人（社宅利用）で家賃を支払う能力がある方

(2)　暴力団員でない方

(3)　軽自動車税、法人住民税、市県民税特別徴収、都市計画税及び固定資産税の市税滞納がない方市税に滞納がない方

なお、入居者と同居できる方は３親等以内の親族に限り、親族以外の方とルームシェアすることは認められません。

さらに、企業等法人が中橋ハイツの５階から１１階の住戸を３戸以上まとめて１年以上にわたって借り上げる場合（まとめ借り）は、通常家賃をおおむね２５パーセント減じた特別料金となります。

【注意】

３戸以上をまとめて借りていただいた場合でも契約は各住戸ごとになります。

５．中橋ハイツの家賃

階数	A 2LDK 67.79㎡	B 3LDK 64.09㎡	B 3LDK 64.09㎡	C 3LDK 73.35㎡	D 3LDK 70.78㎡	E 3LDK 68.40㎡	E 3LDK 68.40㎡	F 3LDK 72.10㎡
11	1101 77,000 58,000	1102 72,000 54,000	1103 72,000 54,000	1104 83,000 62,000	1105 80,000 60,000	1106 77,000 58,000	1107 77,000 58,000	1108 81,000 61,000
10	1001 77,000 58,000	1002 72,000 54,000	1003 72,000 54,000	1004 83,000 62,000	1005 80,000 60,000	1006 77,000 58,000	1007 77,000 58,000	1008 81,000 61,000
9	901 75,000 56,000	902 70,000 53,000	903 70,000 53,000	904 81,000 61,000	905 78,000 59,000	906 76,000 57,000	907 76,000 57,000	908 79,000 59,000
8	801 75,000 56,000	802 70,000 53,000	803 70,000 53,000	804 81,000 61,000	805 78,000 59,000	806 76,000 57,000	807 76,000 57,000	808 79,000 59,000
7	701 75,000 56,000	702 70,000 53,000	703 70,000 53,000	704 81,000 61,000	705 78,000 59,000	706 76,000 57,000	707 76,000 57,000	708 79,000 59,000
6	601 73,000 55,000	602 69,000 52,000	603 69,000 52,000	604 79,000 59,000	605 77,000 58,000	606 74,000 56,000	607 74,000 56,000	608 77,000 58,000
5	501 73,000 55,000	502 69,000 52,000	503 69,000 52,000	504 79,000 59,000	505 77,000 58,000	506 74,000 56,000	507 74,000 56,000	508 77,000 58,000
4	401 子育て世帯専用 54,000 —	402 子育て世帯専用 50,000 —	403 子育て世帯専用 50,000 —	404 子育て世帯専用 59,000 —	405 子育て世帯専用 56,000 —	406 子育て世帯専用 54,000 —	407 子育て世帯専用 54,000 —	408 子育て世帯専用 58,000 —

凡例	
	部屋番号
	通常料金
	特別料金

下段の特別料金は、4階の子育て世帯用住戸を除く、5階から11階の住戸を企業等法人が3戸以上をまとめて借りた場合の家賃となります。（家賃とは別に月額5，000円の共益費が必要となります。）

６．入居申込の提出書類

凡例　○:全員提出　△:該当者提出　×:提出不要

No.	提出書類	注意事項等	一般世帯	単身者	企業等法人	子育て世帯
1	入居申込書	□ 別記様式第２号（足利市市営住宅条例施行規則第２条関係）	○	○	○	×
	入居申込書（定期使用許可用）	□ 別記様式第３０号（足利市市営住宅条例施行規則第 16 条関係）	×	×	×	○
2	住民票	□ 現在居住している市町村で発行 □ 入居する方全員分 □ 外国籍の方は、在留期間が記載されている住民票が必要です	○	○	○	○
3	法人登記事項証明書	□ 法人履歴事項全部証明書	×	×	○	×
4	所得証明書	□ 入居する方全員分（高校生以下を除く） □ 当年1月1日現在住民登録している市町村で発行 □ 1月から5月に申込をする方は、前年の源泉徴収票又は確定申告書の控えの他、最新年度の所得証明書が必要です □ 無職の方も提出が必要です	○	○	×	○
5	決算書・事業報告書等	□ 支払能力を証明できる書類	×	×	○	×
6	市税等の賦課及び納入状況確認同意書	□ 市内在住の方が、納税証明書又は非課税証明書に代わり提出するものです	△ 市内在住者	△ 市内在住者	△ 市内在住者	△ 市内在住者
7	納税証明書	□ 市外在住の方は、現住所の納税証明書又は非課税証明書が必要です	△ 市外在住者	△ 市外在住者	△ 市外在住者	△ 市外在住者
8	自活状況申立書	□ 単身で申込の方	×	○	×	×

※　No.1、6、8 の提出書類は、おりひめプラザ窓口にご用意してあります。また、おりひめプラザホームページでもダウンロードできます。

７．申込から入居までの手続等

毎月５日に、入居可能な住宅を募集し、申込受付等の手続きを経て、翌々月の１日に入居となります。（日程は、あくまでも予定のため、手続き等に時間を要する場合は遅れることがございます。）

(1)　入居募集住戸

毎月５日（休日等の場合は、翌営業日）、おりひめプラザのホームページにて掲載いたします。また、おりひめプラザ及び足利市役所建築・住宅政策課の窓口においても確認できます。

(2)　駐車場

駐車場は、１世帯１台です。

ただし、駐車場の空き状況により、２台目もお貸しできることがあります。

使用料は、5,555円／月（消費税等別）です。

中橋ハイツ敷地内の通路や緑地等の駐車場ではない場所に車を駐車することはできません。

(3)　入居申込受付期間

毎月２０日（休日等の場合は、翌営業日）から当月末日まで（休日等の場合は、前営業日）の午前９時～午後５時

(4)　入居申込等の受付場所

足利市通三丁目２５８９番地 足利織物会館１階おりひめプラザ

(5)　入居者の資格審査

入居申込書受付後に資格審査を行い、入居資格がないことが判明した場合、入居申込は無効となります。

(6)　入居者の選考方法

入居申込者が複数となった場合は、公開抽選により入居者を決定します。

(7)　入居者決定後の手続き

入居説明会実施後に連帯保証人及び単身の場合は身元引受人を１名以上（原則、別世帯の親族）選出してください。なお、連帯保証人、身元引受人は同一人で支障ありません。

ア　連帯保証人の選出

入居説明会実施後に連帯保証人１名以上を選出し、『市営住宅入居請書』及び『連帯保証人届出書』に連帯保証人になる方の住民票、印鑑証明書、所得証明書及び連帯保証人承諾書を添付し提出してください。

【連帯保証人の条件】

次の条件すべてを具備する方。

・別世帯の原則、親族であること。
・入居決定者と同程度以上の収入を有する方（保証能力がある方）
・生活保護受給者でないこと。

・日本国籍を有する方であること。
・足利市営住宅条例第４８条第１項の各号に該当することが判明し、退去した方でないこと。

【連帯保証人の役割】

次の債務を連帯保証することをお願いします。

・住宅使用料、駐車場使用料及び督促手数料
・残置物撤去費用
・原状回復費用
・その他債務全てのもの

イ　身元引受人の選出

単身の方は、身元引受人１名以上を選出し、『身元引受人届出書』を提出してください。なお、身元引受人は連帯保証人と同一人で支障ありません。

【身元引受人の条件】

次の条件を具備する方。

・別世帯の原則、親族であること。
・身元引受人の役割を果たせる方

【身元引受人の役割】

次の役割をお願いします

・定期的に入居者の安否確認を行うことができること。
・火災、漏水及び安否確認等の緊急連絡先となることができること。
・入居者が市営住宅、高齢者専用住宅での生活に支障が生じたとき又は入院等により生活が困難であると市で判断したときは、責任をもって身元を引き受けることができること。
・入居者が緊急入院などにより引き続き市営住宅、高齢者専用住宅に１５日以上居住しないときは、不居住等の届出を行うことができること。
・入居者が失踪又は死亡した場合、各種関係機関への届出を行うとともに、明渡し手続きを行うことができること。

８．中橋ハイツ入居の流れ

（1）当月

募集住宅発表

毎月５日（土･日･祝日は翌営業日）

おりひめプラザのホームページに掲載します。
また、おりひめプラザ及び足利市役所建築・住宅政策課の窓口においても確認できます。

（2）当月２０日から末日まで

申込受付

当月２０日～末日（土･日･祝日は除く）
午前９時００分～午後５時００分
受付場所：おりひめプラザ

20日が休日等の場合は翌営業日
末日が休日等の場合は前営業日
○必要書類を揃えて希望住宅をおりひめプラザへ申し込みしてください。
※申込多数の場合は抽選を行い、入居者を決定します。

（3）翌月 10 日前後

抽選・説明会

月　　日（　　）

○抽選受付　午前　９時３０分
○抽選開始　午前１０時００分
○抽選会場　おりひめプラザ
※抽選会終了後に説明会を実施します。
『特定賃貸住宅(定期使用)入居請書』をお渡ししますので、入居手続日までに準備してください。
なお、連帯保証人及び単身の場合は身元引受人を各１名以上選出していただきます。
※連帯保証人、身元引受人は同一人で支障ありません。

（4）翌月 20 日前後

入居手続

月　　日（　　）

○入居手続日に都合がつかない場合は、事前に相談してください。
○『市営住宅入居請書』を提出する。
○『市営住宅入居許可書』を受け取る。

(5) 翌月末日

カ ギ 渡 し

翌月末日（土･日･祝日は除く）
末日が休日等の場合は前営業日
○カギの引き渡しを受ける。

(6) 翌々月１日～２０日以内

入　　居

翌々月１日～２０日以内でご都合のよい日

※入居日は１日付けとなり、１日から家賃がかかります。
○管理人へ挨拶
○転居してから14日以内に住所変更が必要です。変更後、新しい住民票をおりひめプラザに提出してください。

※日程は、あくまでも予定のため、手続き等に時間を要する場合は遅れることがあります。

９．入居にあたっての注意事項

(1)　おりひめプラザにて事前予約することで、入居前に下見をすることができます。
(2)　各住戸は、経年による劣化等がございますので、あらかじめご了承願います。
(3)　他人に迷惑となる行為をしてはいけません。指導に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
(4)　犬･猫等の動物、魚、爬虫類、昆虫等のペットの飼育は禁止です。
(5)　中橋ハイツには、入居者のみなさんを代表する住宅の管理人及び駐車場管理委員会の会長等が選ばれています。
　これから入居される方も選出されることがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

ア　住宅管理人の主な業務

・住まい方の指導と助言	・不適正使用等の報告
・入居者名簿の作成	・共益費（管理費）の徴収
・市からの連絡事項の伝達等	・共同施設の鍵の管理
・市営住宅共同施設等の清掃指導	・植栽の管理(低木の剪定及び消毒等)
・夜間等の共同施設のブザー解除と修繕などの業者依頼	・市営住宅内及び共同施設の危険箇所の発見通報
・事故等の緊急時の連絡、通報	・その他管理上必要な事項

イ　駐車場管理人の主な業務

・駐車場使用者名簿の作成	・自動車の保管場所の確認
・駐車場内でのトラブルの仲裁	・駐車場内での危険箇所の発見通報
・駐車場内での無断駐車の指導及び整理	・駐車場管理に伴う共益費の徴収及び支払い
・市からの依頼に関すること。	・その他管理上必要な事項

(6)　駐車場を含む中橋ハイツの敷地や建物内の清掃、除草、除雪等は入居者のみなさんが協力して実施してください。

　また、共用部分の照明やエレベーターの電気代、水道料、清掃委託料、自治会費及びその他共用消耗費等に使用される共益費は、入居者のみなさんで負担していただいています。（月額５，０００円）詳しくは、『中橋ハイツ管理委員会』に確認願います。

(7)　自治会は、地域に住む人々が協力し合い、明るく住みよい街づくりを目的に地域住民の意思によって組織された団体です。自治会では、防犯、防災活動、環境美化など様々な地域活動を行っていますので、市営住宅を快適な生活環境にするためにも自治会活動に積極的に参加するよう努めてください。

10．入居後の注意事項

(1)　不正行為によって入居したことが判明した場合、入居決定を取消します。

(2)　家賃を３か月以上滞納した場合、中橋ハイツを退去していただくことになります。

11. 間取り図

Aタイプ 2LDK 住戸専用面積 67.79 ㎡

Bタイプ 3LDK 住戸専用面積 64.09 ㎡

Cタイプ 3LDK 住戸専用面積 73.35 ㎡

Dタイプ 3LDK 住戸専用面積 70.78 ㎡

Ｅタイプ 3LDK 住戸専用面積 68.40 ㎡

Ｆタイプ 3LDK 住戸専用面積 72.10 ㎡

12. 申請窓口・お問い合わせ

おりひめプラザ

〒326-0814

足利市通３丁目２５８９番地 織物会館１階

ＴＥＬ　：0284-64-8725
ホームページ：http://www.areu.jp/orihime/
Ｅ－ｍａｉｌ：orihimeplaza@02.watv.ne.jp
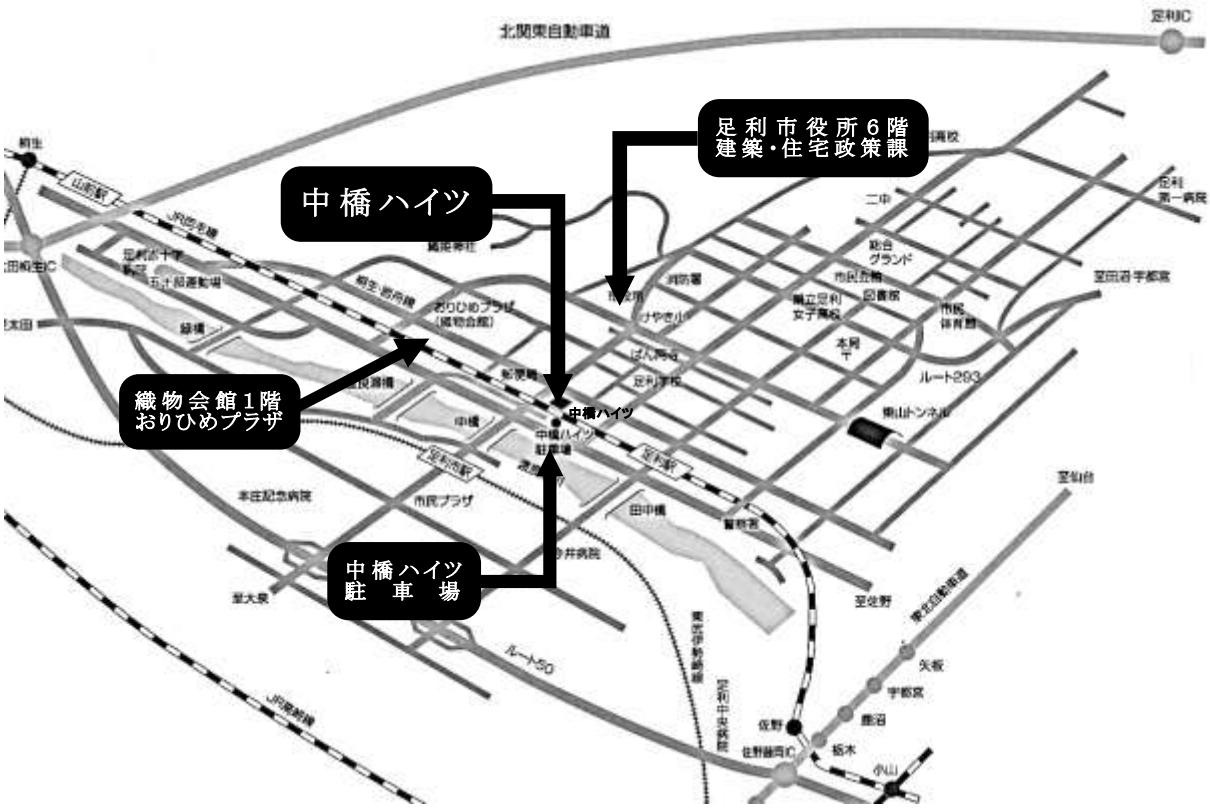
足利市役所　都市建設部　建築・住宅政策課　住宅政策・空き家対策担当
〒326-8601　足利市本城三丁目 2145 番地
℡ 0284-20-2198